

新潟県における入札・契約制度の 取り組みについて

新潟県土木部監理課・技術管理課

1. はじめに

地域の建設業は、社会資本の整備等を通じて地域の経済と雇用を支えるとともに、除雪や災害対応など地域の安全・安心確保に重要な役割を果たしています。

とりわけ、新潟県においては、県内総生産に占める建設業の構成比（平成21年度）が全国3位（7.7%）、建設業就業者数の割合（平成22年）が全国1位（10.6%）となっており、地域の基幹産業となっています（表 1）。

しかしながら、近年、建設投資が減少し企業間競争が激化するなど、県内の建設業は疲弊し、経営環境は極めて厳しい状況となっています。

建設企業の売上高経常利益率（図 1）も平成19年度決算からマイナスに転じ、低迷が続いています。

このため、新潟県では、地域の建設業が中長期的に安定した経営が維持できるよう、公共工事に



（注）東日本建設業保証（株）調査の売上高経常利益率による。

図 1 県内建設企業の利益率の推移

における県内企業への優先発注・県内調達推進や最低制限価格の引き上げなど、建設業の経営の下支えに積極的に取り組んでいるところです。

2. 低入札対策（最低制限価格の引き上げ）について

(1) 最低制限価格の設定

最低制限価格は、地方自治法施行令により、地方公共団体が発注する建設工事において、適正な施工体制や契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ

表 1 県内総生産・就業者数に占める建設業の割合

	全体	建設業	構成比 (%)	
			新潟県	全国平均
平成21年度県内総生産（名目）	8,423,100百万円	651,800百万円	7.7	6.2
平成22年就業者数（速報値）	1,137,600人	120,200人	10.6	7.9

「新潟県県民経済計算の概要（平成21年度）」、「国民経済計算年報（平成21年度）」、「国勢調査（平成22年）」

最低制限価格を設けることができるとされています。また、平成13年3月9日に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においても、いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、手抜き工事、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、最低制限価格制度等を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとされています。

本県では、予定価格4億円未満の工事について最低制限価格を設定し、4億円以上の工事には低入札調査基準価格を設定しています。

(2) 改正の経緯

従来の最低制限価格の算定にはいわゆる「中央公契連*モデル」(最低制限価格を予定価格の2/3~85%の間で設定)を用いておりましたが、ダンピング対策を強化し、建設業の経営を下支えするため、平成20年4月からは県独自の算定に改め、予定価格の2/3~90%に、平成21年4月には予定価格の85~90%に、平成22年1月には上限値をなくし、下限値を予定価格の85から90%に、さらに平成23年4月には下限値を予定価格の90%から91%に引き上げることにより、現在、全国トップクラスの水準としています(表2)。

その結果、それまで低下を続けていた落札率は、平成19年度を底に上昇に転じ、売上高計上利益率も、平成20年度を底に平成22年度は-0.74%と、少しずつマイナスの幅が減少するなど、持ち直しの動きを示しています。

このように、最低制限価格は、少なからず企業の経営に影響を与えるものと考えられますので、

表 2 改正の経緯

最低制限価格の適用範囲	
平成19年7月	1億2千万円未満から4億円未満に対象を拡大。
最低制限価格の設定率	
平成19年7月	予定価格の2/3~85/100(率は従前と同じ。計算式の一部を見直し)
平成20年4月	予定価格の2/3~9/10
平成21年4月	予定価格の85/100~9/10
平成22年1月	予定価格の90%以上
平成23年4月	予定価格の91%以上

平成24年度も、現在の91%を継続することとしており、併せて、これまでと同様に、入札における競争性の確保にも努めていきたいと考えています。

* 中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央省庁等の公共工事発注部局で構成)

3. 地元企業を優先する発注について

(1) 導入の経緯

本県では、平成19年に「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」を制定し、「工事の発注等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする」との条例の規定に基づき、地元企業を優先的に指名するよう努めてきました。

近年、公共投資が減少し非常に厳しい経営環境下において、県内中小企業者の受注拡大により地域経済の活性化が図られるよう、地元建設企業への受注機会を増やすとともに、さらなる地域貢献への取り組みを促すため、平成19年7月から「地域保全型工事」を導入しました。

(2) 地域保全型工事

地域保全型工事は、土木一式工事の入札参加資格者のうち、原則として地域機関の管内に本店を有し、過去に県管理施設の除雪や点検・パトロール、災害発生直後の維持管理業務や応急工事等の実績を有する企業をあらかじめ「地域貢献地元企業」として認定し、地域の安全・安心に深く関わる工事等について、地域貢献地元企業に、指名競争入札により発注するものです。

平成19年度は、2,500万円未満の土木一式工事を対象として約250件、37億円を発注、その後、

表 3 地域保全型工事の発注件数および発注額

年 度	発注件数(件)	発注金額(億円)
平成19	259	37
平成20	438	53
平成21	942	158
平成22	892	146
平成23(1月末)	914	160

順次対象を拡げ、平成21年度からは、7,000万円未満の土木一式工事，一部の建築一式工事，電気工事，管工事も対象とし，平成23年度は，平成24年1月末現在で，約900件，160億円を発注しています（表 3）。

(3) 受注業者の声

工事を受注した業者へのアンケート結果では，「本業の売上げが上がり，経営に貢献した」「建設技能者の労働条件の向上が図られた」との回答が多く寄せられており，地域保全型工事が地域の経済・雇用を支え，県民の安全・安心の確保を担う地元建設業の経営安定化に少なからず役立っているものと考えられます。

また，地域保全型工事は，発注時に，

- ・ 下請に付する場合は管内業者を原則とし，2次下請までとすること
- ・ 適切な下請契約締結などの法令遵守を徹底すること
- ・ 技能労働者の労働条件の改善を図ること

などの条件を設定しており，同アンケート結果において，「法令遵守の意識が高まった」との回答も多く寄せられ，副次的な効果も認められるとこです。

引き続き，地域保全型工事を活用し，地元建設企業への優先発注に努めていきたいと考えています。

4. 総合評価方式における取り組み

本県では，品確法の施行を受け，平成18年度から総合評価方式を導入し，公共工事の品質確保等に努めています。

(1) 特徴的な評価項目

① 「Made in 新潟 新技術」の活用の評価

本県では，平成18年度に「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」を創設し，県内企業が開発した土木・建築分野の新技術を，県の工事で活用した結果を含め広く情報公開して新技術の普及と活用を促し，開発企業だけでは難しい販路開拓を支援して，県内建設産業の技術力の向上，経営健全化を促進しています。平成23年度末までに151技術を登録し，調達実績は平成23年12月末時点で約16,000件にのぼり，総売り上げも320億円に達しています。

平成21年度から，施工計画確認型や技術評価型の地域貢献の評価項目に「Made in 新潟 新技術」の活用を加えることにより，新技術の活用機会の創出と新技術の開発促進を促しています。

② 「地域調達（地元下請企業の活用）」の評価

地域貢献度・精通度の評価項目の中に「地域調達」の項目を設け，500万円以上の全ての下請負

表 4 平成24年度 総合評価方式の評価項目と配点（土木）

評価項目	評価内容	施工計画確認型	技術評価型
a. 企業の技術力	1. 同種工事の実績（15年）	0.5	0.5
	2. 工事成績（過去3年）	6.0	6.0
	3. 優良工事表彰等（過去3年）	0.5	0.5
	4. ISO9001, 14001認証取得	0.5	0.5
b. 配置予定技術者の能力	1. 同種工事の実績（15年）	0.5	0.5
	2. 主任（監理）技術者の資格	0.5	0.5
	3. 優秀技術者表彰等（過去3年）	0.5	0.5
	4. 継続教育（CPD）の取組状況	0.5	0.5
c. 地域貢献度・精通度	1. Made in 新潟新技術の活用	0.5	0.5
	2. 災害時の活動実績	1.0	1.0
	3. 維持管理実績（過去3年）	2.0	1.0
	4. 実働拠点	2.0	2.0
	5. 地域調達（下請負の活用）	1.0	1.0
d. 簡易な施工計画	施工上の配慮すべき事項	8.0	
e. 技術提案	施工上の課題に対する技術提案		16.0
計		24.0	31.0

(一次・二次)を県内企業で調達した場合および県内入札参加企業で下請企業がない場合に評価の対象としています。これは、本県では全産業に占める建設産業に従事する人の割合が他県に比べ高く、建設産業は主要な産業であるとともに、特に下請けとなる地域に根ざした中小の建設企業は、道路除雪や災害時の緊急対応など県民の安全・安心に欠かせない役割を担っており、地域貢献度が極めて高いことから評価項目として設けているものです(表 4)。

(2) 今後の取り組み

総合評価方式による入札結果の検証や各種業界団体とのさまざまな意見交換会、発注者向け・入札参加者向けアンケートの結果などをもとに、今後も総合評価方式の改善を図っていきます。

5. くじ引き入札への対応

(1) 経緯

本県では、以前から土木工事積算基準の公表を行っていたところですが、平成10年からは予定価格についても公表することとしました。平成11年には、3億円以上の工事について積算内訳の公表を試行し、平成12年には、随意契約を除く全ての工事について積算内訳を公表することとしました。

その後、不調入札の発生や、積算内容の問い合わせおよび行政文書公開請求が増加してきたことから、積算内容の一層の透明性、公平性を確保するため、見積りおよび特別単価調査(以下見積り等)によって決定した単価・歩掛についても公表することとしました。

その結果、同額入札によるくじ引きが続出し、技術と経営に優れた企業がくじ運に左右されずに受注できるようにとの業界団体からの要望もあり、この防止策について検討した結果、平成23年11月から以下の対応をとることとしました(表 5)。

(2) 対応策

① 最低制限価格の端数処理の統一

最低制限価格の端数処理を変更しました。従来、予定価格1,000万円以上の工事については、10万円未満を切り上げて最低制限価格としていたところを、全ての工事について、1万円未満を切り上げることにしたものです。

② 積算情報の一部非公表

従来公表していた積算情報の一部を非公表としました。これは、予定価格が容易に類推されることを防止するため、平成21年度から公表していた、見積り等により決定した単価・歩掛を非公表としたものです。

③ 入札結果確認期間の設定

これらの対策に伴い、入札の透明性・公平性を確保するため、入札結果確認期間を設定しました。これは、開札後、落札者を決定する前に、積算等の入札結果に係る確認の期間を設け、応札者からの質問に対応することとしたものです。

(3) 対応後の状況

土木部発注工事におけるくじ引き入札の発生率は、約15%から約4%に低下しました。また、業務委託においても約10%から約4%に低下しており、一定の効果が現れていると考えています(表 6)。

表 5 公表の経緯

適用日	内 容
昭和58年7月1日	積算基準書を公表
平成10年7月1日	予定価格を事後公表
平成11年4月1日	設計書の積算内訳を公表(試行 設計額3億円以上)
平成12年4月1日	設計書の積算内訳を公表(随意契約を除く全て)
平成21年4月1日	見積りまたは特別単価調査により定めた単価および見積りにより定めた歩掛を公表
平成23年11月7日	見積りまたは特別単価調査により定めた単価および見積りにより定めた歩掛を非公表

表 6 くじ引き入札の発生率の推移

	工事(%)	業務委託(%)
平成22年度	約15	約10
平成23年度(4月~10月)	約15	約10
平成23年度(11月~1月)	約4	約4